審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　　長寿社会課

法令名	社会福祉法	法令番号	昭和２６年法律第４５号
手続名	社会福祉連携推進法人の代表理事の選定及び解職の認可	根拠条項	第１４２条

審査基準	
	社会福祉連携推進法人の代表理事の選定及び解職の認可は、根拠条項のほか、令和３年１１月２２日付け社援発１１１２第１号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉連携推進法人の認定等について」に定める社会福祉連携推進法人認定・運営基準に基づいて行う。

受付機関	長寿社会課	処理機関	長寿社会課	交付機関	長寿社会課	標準処理期間　２０日 標準経由期間　－日	目次No.	